

高知県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則をここに公布する。

○高知県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則

(昭和47年11月28日規則第83号)

改正 平成6年4月1日規則第36号 平成12年4月1日規則第155号  
平成15年12月26日規則第119号

高知県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和47年高知県条例第38号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第3条第1項の規定による許可の申請は、別記第1号様式による風致地区内行為許可申請書に別表に掲げる行為の種類に応じ、同表に掲げる図面及び現況写真を添えて行なわなければならない。

(協議の手続)

第3条 条例第3条第3項の規定による協議は、別記第2号様式による風致地区内行為協議書に別表に掲げる行為の種類に応じ、同表に掲げる図面を添えて行なわなければならない。

(通知の手続)

第4条 条例第4条の規定による通知は、別記第3号様式による風致地区内行為通知書に当該行為に係る設計図面を添えて行なわなければならない。

(必要な森林の指定)

第5条 知事は、条例第5条第1項第5号イの(イ)の規定による指定(次項において「森林の指定」という。)をしようとするときは、あらかじめ利害関係人の意見を聴くものとする。

2 知事は、森林の指定をしたときは、その旨を告示するとともに、利害関係人に通知するものとする。

一部改正〔平成12年規則155号〕

(身分証明書)

第6条 条例第7条第2項の規定による身分を証する証明書は、別記第4号様式によるものとする。

一部改正〔平成12年規則155号〕

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年4月1日規則第36号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。(後略)

附 則(平成12年4月1日規則第155号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年12月26日規則第119号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第2条、第3条関係)

行為の種類	図面等の種類	明示すべき事項
建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転	位置図	方位 行為地 道路 目標となる地物
	配置図	縮尺(500分の1から50分の1までの範囲内) 方位敷地境界線 敷地内における工作物及び木竹の位置 申請に係る工作物とその他の工作物の別 敷地に接する道路の位置及び幅員
	平面図	縮尺(200分の1から50分の1までの範囲内) 主要部分の材料の種別及び寸法
	求積図	縮尺(500分の1から300分の1までの範囲内)
	2面以上の立面図	縮尺(200分の1から50分の1までの範囲内) 外部仕上材料 外部仕上色彩 開口部の位置
	植栽計画図	縮尺(500分の1から300分の1までの範囲内) 樹木の位置、種類及び本数 敷地内の工作物の配置
	現況写真	行為地及びその周辺
宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質の変更	位置図	方位 行為地 道路 目標となる地物
	平面図	縮尺(1,000分の1から50分の1までの範囲内) 方位行為地の境界線 等高線 断面図の位置 行為地附近の工作物及び木竹の位置
	求積図	縮尺(平面図と同一縮尺としてください。)
	縦断面図	縮尺(高低200分の1から100分の1まで、距離1,000分の1から300分の1までの範囲内) 現況及び計画を対比できるようにしてください。
	横断面図	縮尺(300分の1から50分の1までの範囲内) 現況及び計画を対比できるようにしてください。
	でき上り予定図	縮尺(平面図と同一縮尺としてください。) 方位 行為地の境界線 工作物 宅地造成の場合にあっては区画割上下水道配管及び道路 開墾の場合にあっては利用計画
	法面緑化計画図	縮尺(平面図又は横断面図と同一縮尺としてください。) 緑化の工法
	現況写真	行為地及びその周辺
水面の埋立て又は干拓	位置図	方位 行為地 道路 目標となる地物
	平面図	縮尺(1,000分の1から50分の1までの範囲内) 方位行為地の境界線 等高線 断面図の位置 行為地附近の工作物及び木竹の位置
	求積図	縮尺(1,000分の1から300分の1までの範囲内)
	縦断面図	縮尺(高低200分の1から50分の1まで、距離1,000分の1から300分の1までの範囲内)
	横断面図	縮尺(300分の1から50分の1までの範囲内)
	植栽計画図	縮尺(平面図と同一縮尺としてください。) 樹木の位置、種類及び本数
	現況写真	行為地及びその周辺
木竹の伐採	位置図	方位 行為地 道路 目標となる地物

	平面図	縮尺(1,000分の1から50分の1までの範囲内) 方位伐採の目的となる木竹の位置 樹種 等高線 行為地附近の工作物及び木竹の位置
	現況写真	行為地及びその周辺
土石の類の採取	位置図	方位 行為地 道路 目標となる地物
	平面図	縮尺(500分の1から50分の1までの範囲内) 方位 行為地の境界線 等高線 断面図の位置 行為地附近の工作物及び木竹の位置 土石の類の採取の区域
	求積図	縮尺(平面図と同一縮尺としてください。)
	縦断面図	縮尺(高低200分の1から100分の1まで、距離 1,000分の1から300分の1までの範囲内)
	横断面図	縮尺(300分の1から50分の1までの範囲内)
	法面緑化計画図	縮尺(平面図又は横断面図と同一縮尺として ください。) 緑化の工法
	現況写真	行為地及びその周辺
建築物等の色彩の変更	位置図	方位 行為地 道路 目標となる地物
	配置図	縮尺(500分の1から50分の1までの範囲内) 方位 敷地境界線 敷地内における工作物 及び木竹の位置 申請に係る工作物とその 他の工作物の別 敷地の接する道路の位置
	2面以上の立面図	縮尺(200分の1から50分の1までの範囲内) 外部仕上材料 外部仕上色彩 開口部の位置 申請に係る部分とその他の部分の別
	現況写真	行為地及びその周辺
土石等の堆(たい)積	位置図	方位 行為地 道路 目標となる地物
	平面図	縮尺(500分の1から50分の1までの範囲内) 方位 行為地の境界線 等高線 断面図の位置 行為地附近の工作物及び木竹の位置 土石等の堆(たい)積の区域
	求積図	縮尺(平面図と同一縮尺としてください。)
	縦断面図	縮尺(高低200分の1から50分の1まで、距離 1,000分の1から300分の1までの範囲内)
	横断面図	縮尺(300分の1から50分の1までの範囲内)
	法(のり)面緑化計画図	縮尺(平面図又は横断面図と同一縮尺として ください。)緑化の工法
	現況写真	行為地及びその周辺

一部改正〔平成12年規則155号・15年119号〕

#### 別記第1号様式 正本表(第2条関係)

風致地区内行為許可申請書

[別紙参照]

一部改正〔平成6年規則36号・12年155号・15年119号〕

#### 第2号様式 表(第3条関係)

風致地区内行為協議書

[別紙参照]

一部改正〔平成6年規則36号・12年155号・15年119号〕

第3号様式(第4条関係)

風致地区内行為通知書

[別紙参照]

一部改正〔平成6年規則36号・12年155号・15年119号〕

第4号様式(第6条関係)

身分証明書

[別紙参照]

一部改正〔平成12年規則155号〕